

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の解答欄に正しく記入(マーク)すること。

[1] 次に掲げる用語の定義のうち、電波法の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 1 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 2 「電波」とは、500万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- 3 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 4 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその管理を行う者であつて、総務大臣の免許を受けたものをいう。

[2] 次の記述は、申請による周波数等の指定の変更について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、免許人又は第8条の予備免許を受けた者が識別信号、□A□、周波数、□B□又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

- | A | B |
|---------|-------|
| 1 変調方式 | 通信方式 |
| 2 変調方式 | 空中線電力 |
| 3 電波の型式 | 通信方式 |
| 4 電波の型式 | 空中線電力 |

[3] 次の記述は、電波の質について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

送信設備に使用する電波の周波数の□A□、□B□等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- | A | B |
|---------|----------|
| 1 偏差及び幅 | 高調波の強度 |
| 2 偏差及び幅 | 空中線電力の偏差 |
| 3 偏差 | 高調波の強度 |
| 4 偏差 | 空中線電力の偏差 |

[4] 次に掲げる記号をもって表示する電波の型式のうち、電波法施行規則の規定に照らし、その内容が誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 「C3F」は、主搬送波の変調の型式が振幅変調であつて残留側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式がテレビジョン(映像に限る。)のものを表示する。
- 2 「F7E」は、主搬送波の変調の型式が周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である2以上のチャンネルのもの及び伝送情報の型式が電話(音響の放送を含む。)のものを表示する。
- 3 「G7D」は、主搬送波の変調の型式が位相変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である2以上のチャンネルのもの及び伝送情報の型式がファクシミリのものを表示する。
- 4 「F9E」は、主搬送波の変調の型式が周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号の1又は2以上のチャンネルとアナログ信号の1又は2以上のチャンネルを複合したもの及び伝送情報の型式が電話(音響の放送を含む。)のものを表示する。

[5] 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について、電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであって高圧電気（高周波若しくは交流の電圧□A又は直流の電圧750ボルトをこえる電気をいう。）を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から□B以上のものでなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) □Bに満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合
- (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、□C以外の者が出入りしない場所にある場合

	A	B	C
1	300ボルト	3メートル	取扱者
2	350ボルト	2.5メートル	取扱者
3	300ボルト	2.5メートル	無線従事者
4	350ボルト	3メートル	無線従事者

[6] 次の記述は、第一級陸上特殊無線技士の資格の無線従事者が行うことができる無線設備の操作について、電波法施行令の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

陸上の無線局（海岸局、海岸地球局、船舶局、船舶地球局、航空局、航空地球局、航空機局、航空機地球局、無線航行局及び放送局以外の無線局をいう。）の空中線電力□Aの多重無線設備（多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョンとして使用するものを含む。）で□Bの周波数の電波を使用するものの技術操作

	A	B
1	500ワット以下	30メガヘルツ以上
2	500ワット以下	25メガヘルツ以上
3	700ワット以下	25メガヘルツ以上
4	700ワット以下	30メガヘルツ以上

[7] 次の記述は、無線局を運用する場合の空中線電力について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、□Aについては、この限りでない。

- 免許状又は登録状に□Bであること。
- 通信を行うため□Cであること。

	A	B	C
1	非常の場合の無線通信	記載されたものの範囲内	十分なもの
2	非常の場合の無線通信	記載されたもの	必要最小のもの
3	遭難通信	記載されたものの範囲内	必要最小のもの
4	遭難通信	記載されたもの	十分なもの

[8] 次の記述は、無線通信の秘密の保護について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、□Aの相手方に対して行われる無線通信を傍受してその□Bを漏らし、又はこれを□Cしてはならない。

	A	B	C
1	特定	存在若しくは内容	窃用
2	特定	内容	他人の用に供
3	不特定	内容	窃用
4	不特定	存在若しくは内容	他人の用に供

[9] 次に掲げるもののうち、総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる場合を、電波法の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 運用の停止の命令を受けている無線局を運用していると認めるとき。
- 2 無線局の発射する電波が他の無線局の通信に混信を与えていると認めるとき。
- 3 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 4 免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて無線局を運用していると認めるとき。

[10] 次の記述は、総務大臣が行う処分について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、免許人又は登録人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、**A** 以内の期間を定めて **B** の停止を命じ、若しくは第 27 条の 18 第 1 項の登録の全部若しくは一部の効力を停止し、又は期間を定めて運用許容時間、**C** 若しくは空中線電力を制限することができる。

	A	B	C
1	1 箇月	無線局の運用	電波の型式、周波数
2	1 箇月	電波の発射	周波数
3	3 箇月	無線局の運用	周波数
4	3 箇月	電波の発射	電波の型式、周波数

[11] 無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき、総務大臣からどのような処分を受けることがあるか、電波法の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 無線設備の操作の範囲の制限
- 2 無線従事者の免許の取消し
- 3 無線従事者の解任
- 4 6 箇月間の無線通信の業務に従事停止

[12] 次に掲げるもののうち、使用を終わった無線業務日誌の保存期間として正しいものを、電波法施行規則の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 次の定期検査（電波法第 73 条第 1 項の検査）の日まで
- 2 使用を終わった日から 2 年間
- 3 使用を終わった日から 1 年間
- 4 無線局の免許がその効力を失う日まで